

青森県報

号外第十八号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則… (防災危機管理課) … 一

○青森県財務規則の一部を改正する規則… (財務指導課) … 二

訓 令

○徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令… (税務課) … 三

○青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令… (交通政策課) … 三

○青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令… (防災危機管理課) … 四

告 示

○会計管理者の事務の一部委任の一部改正… (財務指導課) … 六

規 則

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十五号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則(昭和三十八年四月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削る。
第五条第一項の表総務部の項の次に次のように加える。

財務部	財務部長
総合政策部	総合政策部長
こども家庭部	こども家庭部長
交通・地域社会部	交通・地域社会部長
環境エネルギー部	環境エネルギー部長
健康医療福祉部	健康医療福祉部長
経済産業部	経済産業部長
観光交流推進部	観光交流推進部長

第五条第一項の表企画政策部の項から商工労働部の項まで、観光国際戦略部の項及びエネルギー総合対策部の項を削る。

第六条企画政策部の項中「企画政策部」を「財務部」に改め、同条環境生活部の項中「環境生活部」を「総合政策部」に改め、同条健康福祉部の項中「健康福祉部」を「こども家庭部」に改め、同条商工労働部の項中「商工労働部」を「交通・地域社会部」に改め、同項の次に次のように加える。

環境エネルギー部

部等設置条例第二条第六号に規定する環境エネルギー部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

健康医療福祉部

部等設置条例第二条第七号に規定する健康医療福祉部の事務分掌のうち災害に

関連する事項に關すること。
 經濟産業部

部等設置条例第二条第八号に規定する經濟産業部の事務分掌のうち災害に關連する事項に關すること。

観光交流推進部

部等設置条例第二条第九号に規定する観光交流推進部の事務分掌のうち災害に關連する事項に關すること。

第六条農林水産部の項中「第二条第六号」を「第二条第十号」に改め、同条県土整備部の項中「第二条第七号」を「第二条第十一号」に改め、同条危機管理部の項中「第二条第八号」を「第二条第十二号」に改め、同条観光国際戦略部の項及びエネルギー総合対策部の項を削り、同条国スポ・障スポ部の項中「第二条第十一号」を「第二条第十三号」に改める。

第八条第一項中「置き」の下に「、人事課」を加え、「企画調整課、県民生活文化課、健康福祉政策課、商工政策課」を「総合政策課、こどもみらい課、地域交通・連携課、環境政策課、健康医療福祉政策課、經濟産業政策課、観光政策課」に改め、「観光企画課、エネルギー開発振興課」を削る。

第十一条第一項中「副支部長は」の下に「支部長が」を加え、「地域県民局の地域連携部長をもつて充て」を「職にある者のうちから指名し」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第十六号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削る。

第六条第一項の表中「総務部総務学事課」を「総務部総務文書課」に改める。
 第十三条、第十四条、第十五条第二項から第四項まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十二條まで、第二十七条第一項、第二十八条第二項並びに第二十九条中「総務部長」を「財務部長」に改める。

第三十九条第三項第二号中「男女共同参画センター、子ども家庭支援センター」を「子ども家庭支援センター、男女共同参画センター」に改め、「はまなす医療療育センター」の下に「、美術館」を加え、「、美術館」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 一般旅券発給手数料

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除

第六十六条中「の事務」を「に關する事務」に改める。

第六十七条中「の事務」を「に關する事務」に、「調定手続」を「調定及び納入の通知の手続」に改める。

第六十八条中「収納事務」を「徴収又は収納に關する事務」に改める。

第九十一条第四号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に關する法律（令和四年法律第五十二号）」に改める。

第百三条中「私人に対し支出の」を「歳出の支出に關する」に改める。

第百二十一条第一項中「私人に支出の」を「歳出の支出に關する」に改める。

第百二十三条第一項中「第百六十五條の五」を「第百六十五條の四」に改める。

第百七十条第二項第二号中「別表第二第五号エからカまで」を「別表第二第五号カからケまで」に改める。

第二百十六条第二項中「総務部」を「財務部」に改める。

第二百十九条、第二百二十一条、第二百二十七條第一項、第二百五十二條第一項、第二百五十三條第一項第四号、第二百五十八條から第二百六十條まで及び第三百四條

中「総務部長」を「財務部長」に改める。

第三百三十五條の見出し中「収入受託者」を「徴収又は収納の委託を受けた者」に改め、同条中「収入受託者」を「歳入の徴収又は収納に關する事務の委託を受けた者」に改める。

第三百三十八條中「支出受託者」を「歳出の支出に關する事務の委託を受けた者」に改める。

第三百四十三条中「政令第五百五十八条第四項（第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）」、第五百五十八条の二第三項及び」を「法第二百四十三条の二第八項及び政令」に改める。

別表第一中「青森県環境保健センター」を「青森県立子ども自立センターみらい 青森県衛生研究所」

「十和田食肉衛生検査所

田舎館食肉衛生検査所

青森県立子ども自立センターみらい

青森県障害者相談センター

め、「青森県大阪情報センター」、「青森県名古屋情報センター」及び「青森県福岡

「青森県立障がい者職業訓

青森県大阪情報センター

青森県名古屋情報センタ

を 青森県福岡情報センター

青森県立美術館

青森県宮農大大学校

青森県病害虫防除所

練校

に改め、「青森県立美術館」を削る。

「 第三百三十九号様式及び第四百十号様式中「総務部長」を「事務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第四号

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十九日
青森県知事 宮 下 宗一郎

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

徴税吏員の任命に関する規程（昭和三十二年四月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。
第一項中「総務部税務課」を「財務部税務課」に改め、「（経験年数が知事が定める年数に満たない職員を除く。）」を削り、第二項中「総務部税務課」を「財務部税務課」に改める。
附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令

青森県鉄道施設の管理に関する規程（平成十四年十一月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「青い森鉄道専門監」を「鉄道対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項の表総務部の項中

市町村班	市町村課長	を
総務学事班	総務学事課長	を
秘書班	秘書課長	を
財政班	財政課長	を
知事公室班	知事公室長	に、
市町村班	市町村課長	を
総務学事班	総務学事課長	を
秘書班	秘書課長	を
財政班	財政課長	を
知事公室班	知事公室長	に、

同項の次に次のように加える。

子ども家庭部	児童生活推進班	児童生活推進課長
	若者定着還流促進班	若者定着還流促進課長
	子どもみらい班	子どもみらい課長
総合政策部	統計分析班	統計分析課長
	D X 推進班	D X 推進課長
	総合政策班	総合政策課長
財務部	工事検査班	工事検査課長
	財産管理班	財産管理課長
	市町村班	市町村課長
財務部	財政班	財政課長
	税務班	税務課長
	市町村班	市町村課長
総務部	総務文書班	総務文書課長
	広報広聴班	広報広聴課長
総務部	財産管理班	財産管理課長
	工事検査班	工事検査課長

に改め、

経済産業部			健康医療福祉部						環境エネルギー部				交通・地域社会部			
企業立地・創出班	地域企業支援班	経済産業政策班	障がい福祉班	高齢福祉保険班	保健衛生班	医療業務班	がん・生活習慣病対策班	健康医療福祉政策班	原子力立地対策班	エネルギー開発振興班	自然保護班	環境保全班	環境政策班	地域生活文化班	鉄道対策班	地域交通・連携班
企業立地・創出課長	地域企業支援課長	経済産業政策課長	障がい福祉課長	高齢福祉保険課長	保健衛生課長	医療業務課長	がん・生活習慣病対策課長	健康医療福祉政策課長	原子力立地対策課長	エネルギー開発振興課長	自然保護課長	環境保全課長	環境政策課長	地域生活文化課長	鉄道対策課長	地域交通・連携課長

観光交流推進部			
産業イノベーション推進班	観光政策班	誘客交流班	県産品販売・輸出促進班
産業イノベーション推進課長	観光政策課長	誘客交流課長	県産品販売・輸出促進課長

第二条第二項の表企画政策部の項から商工労働部の項までを削り、同表農林水産部の項中

総合販売戦略班		総合販売戦略課長	
食の安全・安心推進班		食の安全・安心推進課長	

食ブランド・流通推進班 食ブランド・流通推進課長 に改め、同表観光部に

際戦略部の項及びエネルギー総合対策部の項を削り、同表国スポ・障スポ部の項中

施設調整班		施設調整課長	
障スポ班		障スポ課長	

同条第三項中「置かれた」の下に「知事公室及び」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第百八十六号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号（会計管理者の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

分任出納員の項の表中「総務部総務学事課の分任出納員」を「総務部総務文書課の分任出納員」に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭